

制限付一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び第167条の10の2第6項並びに室蘭市契約に関する規則（平成12年規則第21号）第11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年5月14日

室蘭市長 青山 剛

記

1. 入札に付する工事の内容

- (1) 入札番号 No. 3
- (2) 工事名 望洋台霊園管理施設改修（その2）工事
- (3) 工事場所 室蘭市神代町
- (4) 工期 着手の日より110日間
- (5) 工事概要
 - ・敷地造成工 1式
 - ・園路広場整備工 1式
 - ・構造物撤去工 1式
- (6) 発注方式 制限付一般競争入札
この工事は、特別簡易型総合評価落札方式（室蘭市特別簡易型総合評価落札方式試行要領に定める価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者と決定する入札方式をいう。）の適用工事である。

(7) 入札方法 **郵便入札**

この工事は、郵便入札によるものとするため、「郵便入札の手続について」を確認のうえ、入札をすること。

2. 入札に参加する者に必要な要件

- 入札参加希望者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。
- (1) 2023～2026年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に工種「一般土木工事」で登録がある者
 - (2) (1)の工種における等級格付けが「A」ランク又は「B」ランクである者
 - (3) 室蘭市内に本店を有している者
 - (4) 過去10年間（平成26年度以降）に、元請として次に掲げる工事内容の施工実績（共同企業体による施工を含む。）を有し、かつ、元請として次に掲げる工事内容の経験（共同企業体による施工の経験を含む。）を有する主任技術者又は監理技術者を配置できる者
 - ・公共工事の一般土木工事
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (6) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、室蘭市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市から再認定を受けている者を除く。）
 - (8) 現場代理人（主任技術者、監理技術者又は**監理技術者補佐**と兼務可）を工事現場に専任で配置できる者
（ただし、室蘭市建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領の規定に該当する場合には、兼任することができる。）
 - (9) この工事の請負金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となった場合には、対応する建設業法の許可業種に係る主任技術者又は監理技術者（**監理技術者を兼任で配置する場合は、監理技術者補佐**）を工事現場に専任で配置できる者（申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること）
 - (10) この工事に係る下請代金が4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）となった場合には、建設業法第17条に規定する特定建設業の許可を受け、許可業種に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できる者
 - (11) 入札に参加しようとする者の間に次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がないこと
（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同企業体の代表者又は構成員である場合を除く。）
 - ① 資本関係
次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生

会社等」という。)である場合を除く。

- ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
- ア 一方の会社の取締役等が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合
 - イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記①又は②と同視しうる特定関係があると認められる場合

(12) 入札参加申請時に室蘭市に提出している建設業経営事項審査の有効期間が開札日から7日以上あること。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は価格、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献度及び社会貢献度をもって入札に参加し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。
- ② 総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、その中で最低の価格で入札した者を落札者と決定する。
- ③ 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(2) 総合評価の方法

- ① 総合評価点は、入札が無効でない者について、次の算式により算定する。
$$\text{総合評価点} = \left(\frac{\text{標準点} + \text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \right) \times 1,000,000$$

(小数点第5位以下切捨て)
 - ② 標準点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。
 - ア 標準点100点
 - イ 技術評価点28点
 - ③ 技術評価点は、下記の評価項目を、4により提出された書類に基づいて点数化し、それを合計して算出する。
 - ア 企業の施工能力
 - イ 配置予定技術者の能力
 - ウ 地域貢献度及び社会貢献度
- (3) (2)③の評価項目の詳細については、別紙1「特別簡易型総合評価落札方式評価基準」による。

4. 入札参加申請書等の提出期間、場所等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、別紙2「評価基準に関する留意事項」に基づいて次の申請書等を作成し提出すること。

- ① 制限付一般競争入札(特別簡易型総合評価落札方式)参加申請書(様式1)
- ② 企業の施工能力確認調書(様式2)
- ③ 配置予定技術者の能力確認調書(様式3)
- ④ 地域貢献度及び社会貢献度確認調書(様式4)
- ⑤ 制限付一般競争入札(特別簡易型総合評価落札方式)参加申請書受理票(様式5)
- ⑥ 室蘭市消防団員雇用状況調書(様式6)
- ⑦ 協力雇用主活動実績証明書(様式7)

※ただし様式6および様式7の提出は該当する事実がある場合に限るものとする。

- (2) 提出期間 令和6年5月15日 から 令和6年5月28日 まで
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで)
- (3) 提出場所 総務部総務課契約検査係
(室蘭市役所本庁舎4階、電話0143-25-2125)
- (4) 提出方法 持参又は郵送すること。(ファクシミリによるものは受け付けない。)
- (5) 入札参加資格の確認
申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。
- (6) 提出書類様式の入手方法
(3)の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの室蘭市役所ホームページにおいて、ダウンロードできる。

<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2420/koukokuyoushiki.html>

(7) その他

- ① 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は返却しない。
- ③ 受理票は技術評価点の審査後通知する。

5. 入札保証金及び契約保証金の有無

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

6. 図面、仕様書等の閲覧等

図面、仕様書等の閲覧は、次の期間、場所で行う。

なお、申請者は、入札参加申請の用に供する場合に限り、仕様書等の貸与を受けることができる。

(1) 閲覧期間

令和6年5月15日 から 令和6年6月3日 まで

(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで)

(2) 閲覧方法

室蘭市役所ホームページの設計図書のパージにおいて、閲覧できる。

ただし、例外としてファイルデータ容量が大きい場合など、ホームページに掲載できないものについては、下記の場所にてCDの貸与による閲覧とする。

総務部総務課契約検査係

(室蘭市役所本庁舎4階、電話0143-25-2125)

なお、CDの貸与による場合の閲覧期間については、(1)の閲覧期間のうち、土曜日・日曜日・祝日 を除く、午前9時から午後5時15分までとする。

7. 図面、仕様書等に関する質問の受付

図面、仕様書等に関する質問がある場合は、質問書を各発注担当課（土木課都市整備係）へ提出すること。回答は、急を要する場合を除き、原則として書面にて質問者へ通知する。

8. 入札方法について

(1) 入札書等

入札参加者は、次の様式を参考として入札書を提出すること。

① 郵便入札用入札書(例)

② 郵便入札用封筒(例)

(2) 入札書は持参又は郵送すること。(ファクシミリによる入札は認めない。)

①入札書を持参する場合は、**令和6年6月3日(月)午前9時から午後5時までの間に提出先に持参**すること。

②入札書を郵送する場合は、**令和6年6月3日(月)を指定日とする配達日指定郵便、かつ、一般書留又は簡易書留**のいずれかとする。

(3) 提出先 〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

室蘭市役所総務部総務課契約検査係

(室蘭市役所本庁舎4階、電話0143-25-2125)

(4) 入札回数は、2回とする。

ただし、1回目の入札において、失格判断基準を下回る入札があった場合は直ちにこれを失格とし、2回目の入札には参加できない。

1回目の入札で落札者又は落札候補者が決定しない場合は、2回目の郵便入札書の提出期限を定め、それまでに入札書を提出するよう入札参加者に通知するものとする。

1回目又は2回目の入札において、低入札調査基準価格(17.参照)を下回る入札があった場合は落札保留とし、後日決定する。また、失格判断基準以上の入札がない場合は、当該入札を不調とする。

2回目の入札において、失格判断基準を下回る入札があった場合は直ちにこれを失格とする。また、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、不調とする。

(5) 提出書類様式の入手方法

(4)の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの室蘭市役所ホームページにおいて、ダウンロードできる。

<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2420/yubinnyusatu.html>

9. 開札の日時及び場所

(1) 開札日時 令和6年6月4日(火) 午前10時00分

(2) 開札場所 室蘭市役所本庁舎2階3号会議室

(3) 開札の立会者について

当該入札に係る入札者のうち開札の立会を希望する場合には、立会を希望する旨を、開札日の前日までに書面にて申し出ること。

開札の立会者は1名以上置くこととし、上記による参加者がこれに満たない場合には入札事務に関係のない職員を立会者として充てる。

(4) 結果の公表

落札決定後速やかに、室蘭市役所ホームページの入札結果のページに掲載する。また、落札者に対してのみ、落札決定後、速やかに連絡する。

10. 予定価格 事後公表

11. 郵便入札心得等

(1) 入札書の撤回等

市に到達した入札書の書換え、引替え又は撤回はできない。

(2) 入札の辞退

入札書が市に到達した後でも、入札開始までは入札辞退を認める。

入札等を辞退される場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者のした入札

② 一の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

③ 入札者の記名押印がない入札

④ 入札金額を訂正している入札

⑤ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

⑥ 公告等で示した入札書の到達期限を過ぎて到達した入札

⑦ 明らかに不正によると認められる入札

⑧ 工事費内訳書を提出しない者のした入札、工事費内訳書の提出に関する事務取扱要領の規定による無効となる内訳書を提出したとき、又は**工事費内訳書が入札書とともに同封されていないとき**

⑨ **指定された方法（一般書留又は簡易書留のいずれか）以外で郵送された入札**

⑩ その他入札に関する条件に違反してなされた入札

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 「郵便入札の手続について」を確認のうえ提出すること。

12. 工事費内訳書の提出

(1) 工事費内訳書の提出に関する事務取扱要領により、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を各発注担当課が指定する様式で作成し、入札書とともに同封すること。

(2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

13. 支払条件

(1) 前金払 請負代金額（税込み）が250万円以上の場合に請求可能（請負代金額の10分の4以内）

(2) 中間前金払 前号の前金払を受けた場合に請求可能（請負代金額の10分の2以内）

(3) 部分払 適用しない。

14. 火災保険等付保の要否 必要

15. 入札の中止等

(1) 入札までの間にやむを得ない事由のため、入札を延期又は中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。

(2) 落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、この落札を取り消す。

16. 総合評価の結果の公表等

(1) 総合評価の結果については、落札決定後速やかに総務部総務課契約検査係において閲覧に供するほか、次のアドレスの室蘭市役所ホームページにおいて公表する。

<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2420/toshikekka.html>

(2) 入札参加者の技術評価点については、入札参加申請書等の審査終了後通知する。

(3) 入札参加者は、自らの技術評価点に疑義があるときは、本市に対して次に従い書面（様式は任意）により説明を求めることができる。書面には、その者の所在地及び商号又は名称、代表者の職氏名、説明を求める対象工事、疑義等のある事項及びその根拠となる事項について記載するものとする。

① 提出期限 (2)による通知の連絡を受けた日の翌日から起算して3日（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）以内

- ② 提出場所 総務部総務課契約検査係
(室蘭市役所本庁舎4階、電話0143-25-2125)
- ③ 提出方法 持参すること。(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)
- ④ 回答方法 急を要する場合を除き、原則として書面により回答する。

17. 低入札調査基準価格及び失格判断基準の設定

- (1) 低入札調査基準価格 設定する。
(調査基準価格を下まわった場合は落札保留とし、後日決定する。)
- (2) 失格判断基準 設定する。
(1)によらず、失格判断基準を下回る入札があった場合は、直ちにこれを失格とする。ただし、入札参加者全員が、調査基準価格(18に該当しない者は失格判断基準)未満又は辞退した場合に、18に該当しない者で失格判断基準価格未満で入札した者及び18に該当する者で低入札調査価格未満失格判断基準価格以上で入札した者については、無効とする。)

18. 低入札価格調査制度の特例

別紙1「特別簡易型総合評価落札方式評価基準」に示す企業の施工能力と配置技術者の能力の評価点の合計が、次に該当する者でその者の入札価格が低入札価格調査対象の場合は、低入札価格調査等要領の規定にかかわらず、低入札価格調査委員会の調査を行わずに失格とする。
・15点未満の者(一般土木工事の場合)

19. 週休2日工事対象

本工事は受注者希望方式による週休2日工事の対象であり、受注者は、工事着手までに現場閉所による週休2日の実施の意向について書面で監督員と協議を行い、協議が成立した場合のみ工事費の補正を行う。
受注者が週休2日工事を希望しない場合、監督員との事前協議が不成立となった場合、週休2日の達成状況が基準に満たない場合は通常工事扱いとし、工事費の補正は行わない。
工事費の補正は工事完了後に週休2日工事の達成状況に応じて設計変更により行うため、入札に当たっては週休2日工事による補正を含めない積算により応札すること。

20. 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、下記の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき分別解体等が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。
・建築物の解体工事で床面積の合計が80㎡以上
・建築物の新築・増築工事で床面積の合計500㎡以上
・建築物の修繕・模様替等(リフォーム等)で請負代金の額が1億円以上
・建築物以外の工作物の工事(土木工事等)請負代金の額500万円以上

21. 分割発注における入札参加制限

- (1) この工事は、分割発注により行うものであるため、同一の入札参加者による連続受注を次のとおり制限する。
 - ① 入札参加者が分割対象となった一方の工事の落札者となった場合は、当該分割対象となった他方の工事の入札参加資格を失うものとする。
 - ② 特別共同企業体が分割対象となった一方の工事の落札者となった場合は、当該企業体のいずれの構成員も当該分割対象である他方の工事の入札参加資格を失うものとする。
- (2) 分割発注による入札の執行は、次のとおりとする。
 - ① 分割発注における開札は、原則として予定価格の大きいものから1件ごとに順に行うものとする。
- (3) 分割対象となる工事の工事名、発注予定月、概算工事費等は、次のとおりとする。

工事名	発注予定月	概算工事費
望洋台霊園管理施設改修(その1)工事	6月	事後公表

※上の表は分割対象となった工事の一覧です。それぞれの入札参加資格として求められる等級格付けは各入札公告でご確認ください。

22. 総合評価落札方式による手持ち工事件数の制限

この工事は、総合評価落札方式の手持ち工事件数の制限の対象となる工事であるため、同一の入札参加者に入札参加の可否を次の表のとおりとする。

入札時点の 手持ち工事 入札種類	Aランクの手持ち				Bランクの手持ち			
	Aランク対象の総合評価を受注	A・Bランク対象の総合評価を受注	一般競争入札（手持ち対象）を受注	未受注	A・Bランク対象の総合評価を受注	Bランク対象の総合評価を受注	一般競争入札（手持ち対象）を受注	未受注
特別共同企業体による一般競争入札	○	○	○	○	○	○	○	○
Aランク対象 総合評価落札方式	×	×	×	○				
A・Bランク対象 総合評価落札方式	×	×	○	○	×	×	○	○
A・Bランク対象 一般競争入札	×	○	○ (1件の場合)	○	○	○	○ (1件の場合)	○
Bランク対象 総合評価落札方式					×	×	○	○
Bランク対象 一般競争入札					○	○	○ (1件の場合)	○

○入札参加可能 ×入札参加不可

別記1 特別簡易型総合評価落札方式評価基準

分類	評価項目	評価区分	評価点	配点	
企業の施工能力	①過去5年間の室蘭市同種工事成績評定点の平均点 (JV工事の場合は、JV構成員の代表者のみ)	85点以上	5.0	5.0	
		81点以上85点未満	4.0		
		77点以上81点未満	3.0		
		73点以上77点未満	2.0		
		69点以上73点未満	1.0		
		69点未満	0.0		
	②申請時における経営審査事項総合評価値(P点) (入札参加資格申請又は格付け更新時に複数の工種の完工高により当該工種の登録をした場合は、それらを合計した数値により算出した値とし、入札参加資格申請又は格付け更新時から経営審査事項が更新されている場合は、入札参加資格申請又は格付け更新時に応じた工種及び完工高の割合により計算した数値による値とする。)	950点以上	5.0	5.0	
		900～949点	4.0		
		850～899点	3.0		
		800～849点	2.0		
		750～799点	1.0		
		749点以下	0.0		
	③同種工事の施工実績 (JV工事の場合は、JV構成員の代表者のみ)	過去5年間に元請けとして施工、完成した室蘭市(※1)、国、他の地方公共団体および特殊法人等(※2)、日本下水道事業団が発注した同種工事の施工実績(各年に1件以上の施工実績がある年数)	5年連続あり	4.0	4.0
			4年間あり	3.0	
			3年間あり	2.0	
2年間あり			1.0		
1年間ありまたはなし			0.0		
④同種工事の室蘭市優良工事表彰	過去1年間に表彰あり	1.0	1.0		
	なし	0.0			
配置予定技術者の能力	⑤過去5年間の主任(監理)技術者の従事経験	元請けとして施工、完成した室蘭市(※1)、国、他の地方公共団体および特殊法人等(※2)、日本下水道事業団が発注した同種工事に、主任(監理)技術者として中心的立場で従事(施工経験がJV工事の場合は、JV構成員の代表者の主任(監理)技術者であること。)した経験	3件以上	2.0	
		1～2件	1.0		
		なし	0.0		
	⑥主任(監理)技術者の保有する資格	一般土木工事の場合は1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士または技術士(※3)、建築工事の場合は1級建築施工管理技士または1級建築士	一般土木工事の場合は1級土木施工管理技士または2級建設機械施工技士、建築工事の場合は2級建築施工管理技士または2級建築士	2.0	2.0
			なし	1.0	
			なし	0.0	
地域貢献度	⑦前年度までの連続した5年間の室蘭市の道路除雪の委託契約の実績、又は前年度における室蘭市社会福祉協議会の雪かきボランティアへの登録	あり	1.0	最大 4.0	
		なし	0.0		
	⑧前年度における、室蘭市のまちピカパートナーの登録と活動実績又は本市内におけるボランティア活動	5回以上実施又は100万円以上	4.0		
		4回実施又は50万円以上100万円未満	3.0		
		3回実施又は30万円以上50万円未満	2.0		
		1～2回実施又は10万円以上30万円未満	1.0		
なし	0.0				
社会貢献度	⑨現時点における、障がい者の雇用	あり	1.0	最大 5.0	
		なし	0.0		
	⑩現時点における、女性技術職員の雇用	あり	1.0		
		なし	0.0		
	⑪現時点における、若手技術職員の雇用	あり	1.0		
		なし	0.0		
	⑫過去1年間における、室蘭市の消防団への登録と活動実績	あり	1.0		
		なし	0.0		
	⑬保護観察所での協力雇用主としての登録と実績	あり	1.0		
		なし	0.0		
	⑭室蘭市との防災協定締結又は防災協定締結団体への加入	あり	1.0		
		なし	0.0		
⑮ゼロカーボンシティへの取り組み	あり	1.0			
	なし	0.0			

合計 28.0

※1 公営企業を含む。

※2 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に定めるものとする。

※3 技術士は、建設部門、農業部門(科目「農業土木」、水産部門(科目「水産土木」、森林部門(科目「森林土木」) および総合技術監理部門(上記科目に限る。)の資格を有する者に限る。

分類	評価項目	留意事項	様式	添付書類	
企業の施工能力	① 過去5年間の室蘭市同種工事成績評定点の平均点 (JV工事の場合は、JV構成員の代表者のみ)	対象工事と同種工事で、前年度の12月までの過去5年間(平成31年1月から令和5年12月まで)に、室蘭市の完成検査が完了した工事の工事成績評定点を対象とする。また、5年間の実績に応じて評価点に係数を乗じる。 5件以上・・・×1.0、2～4件・・・×0.8、1件・・・×0.6	-	不要	
	② 申請時における経営審査事項総合評価値(P点)	申請日時点で有効期間のものを対象とする。 なお、入札参加資格申請又は格付け更新時に複数の工種の完工高により当該工種の登録をしている場合は、それらを合計した数値により算出した値とし、入札参加資格申請又は格付け更新時から経営審査事項が更新されている場合は、入札参加資格申請又は格付け更新時に応じた工種及び完工高の割合により計算した数値による値とする。	-	経営規模等評価結果通知書の写し	
	③ 同種工事の施工実績 (JV工事の場合は、JV構成員の代表者のみ)	前年度の12月までの過去5年間(平成31年1月から令和5年12月)に元請けとして施工、完成検査が完了した室蘭市(※1)、国、他の地方公共団体および特殊法人等(※2)、日本下水道事業団が発注した同種工事の施工実績を対象とする。(コリンズの登録があるものに限る) (各年に1件以上の施工実績がある年数)	2	コリンズ(竣工登録)の写し	
	④ 同種工事の室蘭市優良工事表彰	前年の1月から12月までに受注した同種工事において、室蘭市優良工事表彰を受けた者を対象とする。	-	不要	
配置予定技術者の能力	⑤ 過去5年間の主任(監理)技術者の従事経験	同種工事に主任(監理)技術者として中心的立場で従事(施工経験がJV工事の場合は、JV構成員の代表者の主任(監理)技術者であること。)した経験を対象とする。 前年度の12月までの過去5年間(平成31年1月から令和5年12月)に元請けとして施工、完成検査が完了した室蘭市(※1)、国、他の地方公共団体および特殊法人等(※2)、日本下水道事業団が発注した同種工事の経験を対象とする。(コリンズの登録があるものに限る。)	3	コリンズ(竣工登録)の写し	
	⑥ 主任(監理)技術者の保有する資格	申請日時点での保有する資格を対象とする。 (落札者決定後の配置予定技術者の変更については、変更後の技術者が当初の配置予定技術者と同等以上の従事経験及び資格を有する者であること。)		資格者証の写し及び雇用が確認できる書類(健康保険証等の写し)	
地域貢献度	⑦ 前年度までの連続した5年間の室蘭市の道路除雪の委託契約の実績又は前年度における室蘭市社会福祉協議会の雪かきボランティアへの登録	室蘭市の道路除雪の委託契約の実績は、前年度までの過去5年間(平成31年度から令和5年度)の毎年度の契約実績を対象とする。 室蘭市社会福祉協議会の雪かきボランティアへの登録については、令和5年度の登録を対象とする。(登録があったことを市から室蘭市社会福祉協議会に確認する。)	-	室蘭市の道路除雪の委託契約の実績の場合は、契約書の写し(5年分)	
	⑧ 過去1年間における、室蘭市のまちピカパートナーの登録と活動実績又は本市内におけるボランティア活動	まちピカパートナーについては、前年度(令和5年度)の登録と活動実績を対象とする。(活動実績報告書を市民活動センターに提出している場合に限る。) 本市におけるボランティア活動については、令和5年度の活動であり公的な機関等の確認が取れること。 市の施設のネーミングライツについて役務の提供による契約を行っている場合を対象とし、回数1回又は金額を加算する。		まちピカパートナーについては、活動報告書の写し(市民活動センターに提出し収受印の押印があるものに限る。) 市内におけるボランティア活動については、ボランティア活動証明書等その活動内容の確認ができるもの。 ネーミングライツ契約書の写し。	
社会貢献度	⑨ 申請時における、障がい者の雇用	障害者雇用促進法規定の基準に該当する障害者を申請日時点で1人以上雇用していること。	4	該当者1人の承諾の上、障害の程度がわかる書類(身体障害者手帳など)の写し及び雇用が確認できる書類(雇用保険被保険者証の写しなど)	
	⑩ 申請時における、女性技術職員の雇用	対象工種にかかわらず申請日において6ヶ月以上の雇用関係を有する女性で、経営事項審査において技術職員として認められる資格を有している職員を1人以上雇用していること。		資格者証の写し及び雇用が確認できる書類(健康保険証等の写し)	
	⑪ 申請時における、若手技術者の雇用	対象工種にかかわらず申請日において6ヶ月以上の雇用関係を有する満35歳未満の者で、経営事項審査において技術職員として認められる資格を有している職員を1人以上雇用していること。(⑩と重複可)		資格者証の写し及び雇用が確認できる書類(健康保険証等の写し)	
	⑫ 過去1年間における、室蘭市の消防団への登録と活動実績	室蘭市消防団員を1人以上雇用し、前年度(令和5年度)の登録と活動実績を有すること。(活動実績がある場合、市が消防本部のデータを確認する。)		6	室蘭市消防団員雇用状況調書及び雇用が確認できる書類(健康保険証等の写し)
	⑬ 保護観察所での協力雇用主としての登録と実績	申請日時点から過去2年間に、札幌保護観察所の協力雇用主への登録及び保護観察対象者等の雇用実績又は職場体験講習等の実施実績を有すること。		7	協力雇用主活動実績証明書(札幌保護観察所で証明を受けたものに限る)
	⑭ 室蘭市との防災協定締結又は防災協定締結団体への加入	申請日時点で市と防災協定を締結又は市と防災協定を締結している団体へ加入していること。		-	不要
	⑮ ゼロカーボンシティへの取り組み	申請日時点で有効期間中の北海道グリーン・ビズ制度(「優良な取組」部門ランク1以上)への登録があること。		-	北海道グリーン・ビズ認定制度登録済通知書の写し

※1 公営企業を含む。

※2 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に定めるものとする。

※3 技術士は、建設部門、農業部門(科目「農業土木」)、水産部門(科目「水産土木」)、森林部門(科目「森林土木」)および総合技術監理部門(上記科目に限る。)の資格を有する者に限る。